

＜平成24年度薩摩川内市事務事業評価表＞

1 事務事業の位置付け(Plan)									
事務事業名	交通災害共済事業				担当者	細山田 忠			
所管部課名	市民福祉部 市民課				事業の根拠 (根拠法令)				
事業の種類	☒ ソフト事業 ☐ 建設・整備事業 ☐ 施設管理 ☐ 内部管理								
総合計画上の 位置づけ	施策の 基本方針	政策 (章)	誰もが安心して快適に暮らせるまち づくり	主要施策 (節)	防災・生活安全対策の充実				
				施策 (項)	交通安全・防犯対策の推進				
予算科目 等	会計	一般会計			款	総務費			
	項	総務管理費			目	市民相談交通防犯費			
	事項	交通災害共済事業費			細事項				
事業の概要									
鹿児島県市町村総合事務組合が共同処理する交通災害共済への加入手続き(2月納付書発行)、収納送金、加入促進、災害見舞金請求手続きを行う。 (交通災害共済……交通事故の災害の程度により災害見舞金を支払う制度)									
2 事務事業の実施 (Do)									
事業の 内容	対象 (誰を、何を 対象とする 事業か)	加入対象…全市民 救済対象…共済加入者			事業開始年度		平成16年度		
	手段 (市がどの ような活動 をするか)	交通災害共済へ加入のため、納付書発行から加入促進及び災害見舞金の請求事務手続きを行う。			活動指標 (市として何を行うか?)	指標名	加入率		
						最終目標値	30%		
						最終年度	平成26年度		
	意図 (どのような 目的で事業 を行うか)	災害見舞金の支払いより災害を受けた者又はその遺族を救済し、もって市民の福祉に寄与する。			成果指標 (活動をした上で、目標となる成果をどのように設定するか?)	指標名	申請に対する給付実績		
						最終目標値	100%		
最終年度						平成26年度			
経費及び指標の推移	項目	単位	平成22年度 決算	平成23年度 決算	平成24年度 予算額	平成25年度 見込み	平成26年度 見込み		
	事務事業費	千円	15,332	14,424	15,595	15,500	15,500		
	旅費				3				
	需用費		6	7	6				
	負担金・補助金		15,326	14,417	15,586	15,500	15,500		
	要員配置状況	人	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10		
	職員		0.10	0.10	0.10	0.10	0.10		
	嘱託員								
	臨時職員等								
	活動指標の推移		加入者/加入率 31,535人/31.32%	加入者/加入率 30,531人/30.63%	加入率 30%	加入率 30%	加入率 30%		
	成果指標の推移		給付実績/件数 10,050千円/106件 100%	給付実績/件数 10,790千円/121件 100%	100%	100%	100%		
	財源内訳	事務事業費	千円	15,332	14,424	15,595	15,500	15,500	
国・県支出金									
その他		15,326		14,417	15,586	15,500	15,500		
一般財源		6		7	9	0	0		

※毎年度、事務組合から市へ当事業に伴う事務費並びに加入促進費として、約150万円の歳入がある。

3 事業の視点別評価 (Check)	
妥 当 性	対象・手段の妥当性 ☒ 妥当である ☐ 改善の余地はある ☐ 妥当でない (上記選択の理由) ひとり年額500円の掛金で充実の補償(見舞金)が受けられるものであり、民間の自動車保険等では対象とならない事故(自転車による自損事故等)にも見舞金が支給される。また、一般的に高齢者の民間保険への加入は保険金等が高額であるとの理由で加入が容易ではないため、高齢者等については、最も必要性はあると考えられる。(市の全人口に占める65歳以上の割合 27%)
	市が関与すべき妥当性 ☒ 市で実施すべき ☐ 民間でも可能 ☐ 民間で実施すべき (上記選択の理由) ・鹿児島県市町村総合事務組合を組織する市町村、一部事務組合及び広域連合で共同処理している事務であるため、安い会費で運営ができています。 ・民間でも可能であるが、会費の増額が考えられる。
	事業費の削減余地 ☐ 削減余地がある ☒ 削減余地はない (上記選択の理由) ・人件費については、事務組合から当事業に伴う事務費並びに加入促進費として約150万円の歳入がある。
効 率 性	人件費の削減余地 ☐ 削減余地がある ☒ 削減余地はない (上記選択の理由) ・職員は他の事務等を兼務しており、当事業に係る事務量は全体からすると少ない。
	成果の達成度 ☒ かなり高い ☐ やや高い ☐ 低い (上記選択の理由) 見舞金請求件数に対する給付実績は100%である。
有 効 性	成果の向上余地 ☐ かなりある ☐ ある程度ある ☒ ほとんどない (上記選択の理由) 鹿児島県市町村交通災害共済条例並びに施行規則に基づく事務処理である。
	4 事業の改革・改善の方向性 (Action)
内 部 評 価 (一 次)	内部評価結果 今後の改革の方向性 ☒ 現状のまま継続 ☐ 見直しの上で継続 → 今後の方向性 ☐ 拡大 ☐ 他の事業と統合 ☐ 手段の改善 ☐ 移管 ☐ 縮小 ☐ 休止 ☐ 廃止
	上記方向の理由 一般の生命保険・自動車保険等では救済されない交通事故による災害にも対応し、市民なら誰でも加入できる共済であり、交通事故により災害を受けた者又はその遺族への見舞金の支払いにより住民の福祉に寄与している。 給付状況についても、毎年100件以上の実績となっている。
	改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画
外 部 評 価 (二 次)	外部評価結果 事業の視点別評価 妥当性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い 効率性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い 有効性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い
	今後の改革の方向性 ☐ 現状のまま継続 ☐ 見直しの上で継続 → 今後の方向 ☐ 拡大 ☐ 他の事業と統合 ☐ 手段の改善 ☐ 移管 ☐ 縮小 ☐ 休止 ☐ 廃止
	外部評価結果のまとめ

鹿児島県市町村総合事務組合概要（組合ホームページより）

○事務局の位置

〒890-0064 鹿児島市鴨池新町7-4（鹿児島県市町村自治会館内）

○事務組合の設立について

鹿児島県市町村自治会館内に事務局を置く7つの一部事務組合は、これまで単独で運営してきたが、今後の組合財政基盤の安定と運営の効率化を図るため、組織の一体化及び人材の一体的活用、事務局体制を強化する必要を認め、平成19年4月1日に鹿児島県市町村自治会館管理組合以下7つの一部事務組合を統合し、「鹿児島県市町村総合事務組合」を設立した。

※統合した7つの組合

□旧一部事務組合名

□設立年月日

鹿児島県市町村自治会館管理組合	昭和23年12月9日
鹿児島県市町村消防補償等組合	昭和27年9月6日
鹿児島県市町村退職手当組合	昭和36年3月1日
鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合	昭和43年4月1日
鹿児島県市町村議会議員公務災害補償等組合	昭和43年4月1日
鹿児島県市町村交通災害共済組合	昭和44年10月1日
鹿児島県離島緊急医療対策組合	昭和49年4月1日

○総合事務組合で共同処理する事務（規約抜粋）

事業名	共同処理する事務内容
退職手当	1 常勤の職員の退職手当の支給に関する事務
消防団員等の災害補償及び退職報償金	2 消防組織法（昭和22年法律第226号）第24条第1項の規定による非常勤消防団員に係る損害補償に関する事務
	3 消防法（昭和23年法律第186号）第36条の3の規定による消防作業に従事した者又は救急業務に協力した者に係る損害補償に関する事務
	4 水防法（昭和24年法律第193号）第6条の2第1項の規定による非常勤の水防団長又は水防団員に係る損害補償に関する事務
	5 水防法第45条の規定による水防に従事した者に係る損害補償に関する事務
	6 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第84条第1項（原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第28条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する事務
	7 消防組織法第25条の規定による非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する事務
非常勤職員の災害補償	8 地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第69条の規定による議会の議員その他非常勤の職員に対する公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務
	9 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和32年法律第143号）第2条の規定による市町村立の学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務上の災害に対する補償に関する事務
交通災害共済	10 交通災害共済に関する事務
自治会館	11 鹿児島県市町村自治会館の管理運営に関する事務
緊急医療対策	12 救急患者発生に対応する医療従事者の確保に関する事務
	13 前項の医療従事者に対する補償等に関する事務

県内市町村交通災害共済の状況

(1) 鹿児島県市町村総合事務組合により共同処理している市町村(10市24町村)

(単位：円)

（単位：円）

市町村名	掛金	災害見舞金				
		死亡	等級により支払い			
鹿屋市	500	1, 000, 000	等級	災害の程度	見舞金	
指宿市			1等級	死亡	1,000,000	
薩摩川内市			2等級	治療実日数180日以上	180,000	
日置市			3等級	治療実日数150日以上180日未満	135,000	
曾於市			4等級	治療実日数120日以上150日未満	115,000	
いちき串木野市			5等級	治療実日数 90日以上120日未満	95,000	
志布志市			6等級	治療実日数 60日以上 90日未満	75,000	
南九州市			7等級	治療実日数 30日以上 60日未満	55,000	
伊佐市			8等級	治療実日数 15日以上 30日未満	35,000	
姶良市			9等級	治療実日数 7日以上 15日未満	25,000	
県下全ての町村						

(2) 単独で処理している市町村(7市)

(単位：円)

市町村名	掛金	災害見舞金					
		死亡	対象日数	入院	通院	基本	限度額
阿久根市	365	1,000,000	5	1,000	800	なし	200,000
出水市	365	1,000,000	7	1,000	800	10,000	160,000
西之表市	300	1,000,000	5	700	500	10,000	250日
垂水市	400	1,000,000	7	600	500	10,000	180日
霧島市	500	500,000	7	等級により支払い(下記)			
南さつま市	365	1,000,000	5	800	600	12,000	160,000
奄美市	400	1,000,000	7	1,100	800	15,000	213,000

※掛金の特別免除等

- ・0歳から小1まで特別会員で掛金免除(西之表市)
- ・中学生以下200円(垂水市)
- ・小中学生、75歳以上特別会員で掛金免除(霧島市)
- ・小学1年生は特別会員で掛金免除(奄美市)

※霧島市の補償内容

等級	災害の程度	見舞金
1等級	死亡	500,000
2等級	治療実日数180日以上	140,000
3等級	治療実日数150日以上180日未満	105,000
4等級	治療実日数120日以上150日未満	90,000
5等級	治療実日数 90日以上120日未満	75,000
6等級	治療実日数 60日以上 90日未満	60,000
7等級	治療実日数 30日以上 60日未満	45,000
8等級	治療実日数 15日以上 30日未満	30,000
9等級	治療実日数 7日以上 15日未満	25,000

(3) 実施していない市町村(2市)

鹿児島市
枕崎市

業務内容詳細

(業務の頻度：年次・随時)

(日単位)

通 常	日	
	作業内容	・納付書の再発行 ・見舞金請求受付 ⇒ 審査 ⇒ 事務組合へ送付 ・共済掛金収納事務(会計課) OCR 読み込み ・収納者消し込み作業(情報政策課)
年間	年間を通して随時	

(月単位)

通 常	旬	上旬	中旬	下旬
	作業内容	・共済掛金確認(前月分) ・加入者リストの作成(情報政策課)	・共済掛金送付(負担金伝票起表)	・加入者リストと納入通知書との突合 ・二重納入などの場合 還付事務
年間				

(年単位)

通 常	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	作業内容	←→	共済期間前死亡者の掛金還付						↔ 納入通知書・パンフレット部数連絡	↔ 納入通知書作成依頼	↔ 納入通知書・パンフレット納品	↔ 個人別納入通知書出力 ↔ 納入通知書一斉発送 ↔ パンフレット発送	
年間													

○鹿児島県市町村総合事務組合規約

平成19年3月30日

指令市町村第1284号許可

鹿児島県市町村職員退職手当組合規約(昭和46年指令地第5号許可)の全部を改正する。

第1章 総則

(組合の名称)

第1条 この組合は、鹿児島県市町村総合事務組合(以下「組合」という。)という。

(組合を組織する地方公共団体)

第2条 組合は、[別表第1](#)に掲げる市町村、一部事務組合及び広域連合(以下「組合市町村」という。)をもって組織する。

(組合の共同処理する事務)

第3条 組合は、[別表第2](#)の右欄に掲げる組合市町村に係る[同表](#)左欄の事務を共同処理する。

(組合の事務所の位置)

第4条 組合の事務所は、鹿児島市鴨池新町7番4号鹿児島県市町村自治会館内に置く。

第2章 議会

(議会の組織及び議員の選挙の方法)

第5条 組合の議会の議員(以下「組合議員」という。)の定数は20人とし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める人数を選出する。

(1) 組合を組織する市の長の職にある者 5人

(2) 組合を組織する町村の長の職にある者 5人

(3) 組合を組織する市の議会の議長の職にある者 5人

(4) 組合を組織する町村の議会の議長の職にある者 5人

2 組合議員は、前項各号に規定する者がそれぞれ属する鹿児島県市長会、鹿児島県町村会、鹿児島県市議会議長会又は鹿児島県町村議会議長会(以下「関係市町村団体」と総称する。)において互選された者をもって充てる。

3 組合議員に欠員を生じたときは、その組合議員の属する関係市町村団体において、速やかに補欠議員を互選しなければならない。

(組合議員の任期及び失職)

第6条 組合議員の任期は、2年とする。ただし、補欠議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 組合議員が前条第1項各号に定める職を失ったときは、前項の規定にかかわらず、その職を失う。[第9条第2項](#)又は[第3項](#)の規定により管理者又は副管理者となったときも、また同様とする。

(議長及び副議長)

第7条 組合の議会は、組合議員のうちから議長及び副議長1人を選挙しなければならない。

2 議長及び副議長の任期は、組合議員の任期による。

(特別議決)

第8条 組合の議会の議決すべき事件のうち、組合市町村の一部に係るものについては、当該事件に係る市町村から選出されている組合議員の出席者の過半数の賛成を含む出席議員の過半数でこれを決する。

第3章 執行機関

(執行機関の組織及び選任の方法)

第9条 組合に、管理者及び副管理者1人を置く。

2 管理者は、組合の議会において、組合を組織する市町村の長の職にある者のうちから選任する。

3 副管理者は、管理者が組合の議会の同意を得て、組合を組織する市町村の長の職にある者のうちから、これを選任する。

(管理者及び副管理者の任期及び失職)

第10条 管理者及び副管理者の任期は、2年とする。ただし、管理者又は副管理者が組合を組織する市町村の長の職を失ったときは、その職を失う。

(事務局の設置及び職員)

第11条 組合の事務を処理するため事務局を置き、事務局に事務局長その他の職員を置く。

2 前項の職員は、管理者が任免する。

3 第1項の職員の定数は、条例で定める。ただし、臨時又は非常勤の職については、この限りでない。

4 組合に会計管理者1人を置き、管理者が職員のうちからこれを任命する。

(監査委員)

第12条 組合に監査委員2人を置く。

2 監査委員は、管理者が組合の議会の同意を得て、識見を有する者及び組合議員のうちから各1人を選任する。

3 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任された者にあつては2年とし、組合議員のうちから選任された者にあつては組合議員の任期による。

第4章 組合の経費

(経費支弁の方法)

第13条 組合の経費は、次に掲げる収入をもって充てる。

- (1) 組合市町村の負担金
- (2) 組合が行う交通災害共済の加入者の掛金
- (3) 組合の財産から生じる収入
- (4) その他の収入

2 組合市町村の負担金及び組合が行う交通災害共済の加入者の掛金は、別に条例で定める。

第5章 雑則

(加入及び脱退に伴う負担金の取扱い)

第14条 地方公共団体が新たに組合に加入する場合又は組合市町村が組合から脱退する場合の負担金の取扱いは、必要に応じて別に条例で定める。組合が共同処理する事務に係る組合市町村の加入又は脱退に伴う負担金の取扱いについても、また同様とする。

(その他)

第15条 この規約の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成19年4月1日から施行する。

(事務の承継)

2 組合は、平成19年4月1日から解散する鹿児島県市町村自治会館管理組合、鹿児島県市町村消防補償等組合、鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合、鹿児島県市町村議会議員公務災害補償等組合、鹿児島県市町村交通災害共済組合及び鹿児島県離島緊急医療対策組合の事務を承継する。

(経過措置)

3 この規約の施行の日の前日において鹿児島県市町村職員退職手当組合の議会の議員、副組合長又は監査委員であった者は、この規約の施行の日にその職を失う。

4 この規約の施行の日の前日において鹿児島県市町村職員退職手当組合の組合長であった者は、この規約の施行の日に第9条第2項の規定により管理者に選任されたものとみなす。この場合において、その任期は、第10条本文の規定にかかわらず、この規約の施行の日後最初に招集される組合の議会において管理者が選任されるまでとする。

附 則(平成19年指令市町村第636号)

この規約は、平成19年10月1日から施行する。

附 則(平成19年指令市町村第866号)

この規約は、平成19年12月1日から施行する。

附 則(平成20年指令市町村第1204号)

この規約は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年指令市町村第53号)

この規約は、平成20年11月1日から施行する。

附 則(平成21年指令市町村第1号)

この規約は、鹿児島県知事の許可のあった日から施行し、改正後の鹿児島県市町村総合事務組合規約の規定は、平成21年4月1日から適用する。

附 則(平成22年指令市町村第14号)

この規約は、平成22年3月23日から施行する。

別表第1(第2条関係)

鹿児島市、鹿屋市、枕崎市、阿久根市、出水市、指宿市、西之表市、垂水市、薩摩川内市、日置市、曾於市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市、志布志市、奄美市、南九州市、伊佐市、始良市、三島村、十島村、さつま町、長島町、湧水町、大崎町、東串良町、錦江町、南大隅町、肝付町、中種子町、南種子町、屋久島町、大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町、与論町、いちき串木野市・日置市衛生処理組合、南薩地区衛生管理組合、奄美自治会館管理組合、肝付東部衛生処理組合、沖永良部バス企業団、指宿地区消防組合、指宿広域市町村圏組合、曾於北部衛生処理組合、南大隅衛生管理組合、中南衛生管理組合、大島地区衛生組合、南薩地区消防組合、阿久根地区消防組合、伊佐湧水消防組合、沖永良部衛生管理組合、大口地方卸売市場管理組合、伊佐北始良環境管理組合、大隅曾於地区消防組合、大隅肝属地区消防組合、伊佐北始良火葬場管理組合、曾於地域公設地方卸売市場管理組合、沖永良部与論地区広域事務組合、北薩広域行政事務組合、徳之島地区消防組合、曾於南部厚生事務組合、熊毛地区消防組合、大島地区消防組合、奄美群島広域事務組合、大島農業共済事務組合、南薩介護保険事務組合、始良・伊佐地区介護保険組合、曾於地区介護保険組合、種子島地区広域事務組合、徳之島地区介護保険組合、奄美大島地区介護保険一部事務組合、大隅肝属広域事務組合、公立種子島病院組合、鹿児島県後期高齢者医療広域連合、種子島産婦人科医院組合

別表第2(第3条関係)

共同処理する事務	組合市町村
1 常勤の職員の退職手当の支給に関する事務	鹿屋市, 阿久根市, 出水市, 指宿市, 薩摩川内市, 日置市, 曾於市, 霧島市, いちき串木野市, 南さつま市, 志布志市, 奄美市, 南九州市, 伊佐市, 始良市, 三島村, 十島村, さつま町, 長島町, 湧水町, 大崎町, 東串良町, 錦江町, 南大隅町, 肝付町, 中種子町, 南種子町, 屋久島町, 大和村, 宇検村, 瀬戸内町, 龍郷町, 喜界町, 徳之島町, 天城町, 伊仙町, 和泊町, 知名町, 与論町, いちき串木野市・日置市衛生処理組合, 奄美自治会館管理組合, 肝付東部衛生処理組合, 沖永良部バス企業団, 指宿地区消防組合, 指宿広域市町村圏組合, 曾於北部衛生処理組合, 南大隅衛生管理組合, 中南衛生管理組合, 大島地区衛生組合, 阿久根地区消防組合, 伊佐湧水消防組合, 沖永良部衛生管理組合, 伊佐北始良環境管理組合, 大隅曾於地区消防組合, 大隅肝属地区消防組合, 伊佐北始良火葬場管理組合, 曾於地域公設地方卸売市場管理組合, 沖永良部与論地区広域事務組合, 北薩広域行政事務組合, 徳之島地区消防組合, 曾於南部厚生事務組合, 熊毛地区消防組合, 大島地区消防組合, 奄美群島広域事務組合, 大島農業共済事務組合, 始良・伊佐地区介護保険組合, 曾於地区介護保険組合, 種子島地区広域事務組合, 奄美大島地区介護保険一部事務組合, 大隅肝属広域事務組合, 公立種子島病院組合
2 消防組織法(昭和22年法律第226号)第24条第1項の規定による非常勤消防団員に係る損害補償に関する事務	出水市, 指宿市, 西之表市, 垂水市, 薩摩川内市, 日置市, 曾於市, 志布志市, 奄美市, 南九州市, 始良市, 三島村, 十島村, さつま町, 長島町, 湧水町, 大崎町, 東串良町, 錦江町, 南大隅町, 肝付町, 中種子町, 南種子町, 屋久島町, 大和村, 宇検村, 瀬戸内町, 龍郷町, 喜界町, 徳之島町, 天城町, 伊仙町, 和泊町, 知名町, 与論町
3 消防法(昭和23年法律第186号)第36条の3の規定による消防作業に従事した者又は救急業務に協力した者に係る損害補償に関する事務	
4 水防法(昭和24年法律第193号)第6条の2第1項の規定による非常勤の水防団長又は水防団員に係る損害補償に関する事務	
5 水防法第45条の規定による水防に従事した者に係る損害補償に関する事務	
6 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第84条第1項(原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第28条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定による応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する事務	
7 消防組織法第25条の規定による非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する事務	
8 地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第69条の規定による議会の議員その他非常勤の職員に対する公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務	鹿屋市, 枕崎市, 阿久根市, 出水市, 指宿市, 垂水市, 薩摩川内市, 日置市, 曾於市, 霧島市, いちき串木野市, 南さつま市, 志布志市, 奄美市, 南九州市, 伊佐市, 始良市, 三島村, 十島村, さつま町, 長島町, 湧水町, 大崎町, 東串良町, 錦江町, 南大隅町, 肝付町, 中種子町, 南種子町, 屋久島町, 大和村, 宇検村, 瀬戸内町, 龍郷町, 喜界町, 徳之島町, 天城町, 伊仙町, 和泊町, 知名町, 与論町, いちき串木野市・日置市衛生処理組合, 南薩地区衛生管理組合, 奄美自治会館管理組合, 肝付東部衛生処理組合, 沖永良
9 公立学校の学校医, 学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律(昭和32年法律第143号)第2条の規定による市町村立の学校の非常勤の学校医, 学校歯科医及び学校薬剤師の公務上の災害に対する補償に関する事務	

	部バス企業団，指宿地区消防組合，指宿広域市町村圏組合，曾於北部衛生処理組合，南大隅衛生管理組合，中南衛生管理組合，南薩地区消防組合，阿久根地区消防組合，伊佐湧水消防組合，沖永良部衛生管理組合，大口地方卸売市場管理組合，伊佐北始良環境管理組合，大隅曾於地区消防組合，大隅肝属地区消防組合，曾於地域公設地方卸売市場管理組合，沖永良部与論地区広域事務組合，北薩広域行政事務組合，徳之島地区消防組合，曾於南部厚生事務組合，熊毛地区消防組合，大島地区消防組合，奄美群島広域事務組合，大島農業共済事務組合，南薩介護保険事務組合，始良・伊佐地区介護保険組合，曾於地区介護保険組合，種子島地区広域事務組合，徳之島地区介護保険組合，奄美大島地区介護保険一部事務組合，大隅肝属広域事務組合，公立種子島病院組合，鹿児島県後期高齢者医療広域連合，種子島産婦人科医院組合
10 交通災害共済に関する事務	鹿屋市，指宿市，薩摩川内市，日置市，曾於市，いちき串木野市，志布志市，南九州市，伊佐市，始良市，三島村，十島村，さつま町，長島町，湧水町，大崎町，東串良町，錦江町，南大隅町，肝付町，中種子町，南種子町，屋久島町，大和村，宇検村，瀬戸内町，龍郷町，喜界町，徳之島町，天城町，伊仙町，和泊町，知名町，与論町
11 鹿児島県市町村自治会館の管理運営に関する事務	鹿児島市，鹿屋市，枕崎市，阿久根市，出水市，指宿市，西之表市，垂水市，薩摩川内市，日置市，曾於市，霧島市，いちき串木野市，南さつま市，志布志市，奄美市，南九州市，伊佐市，始良市，三島村，十島村，さつま町，長島町，湧水町，大崎町，東串良町，錦江町，南大隅町，肝付町，中種子町，南種子町，屋久島町，大和村，宇検村，瀬戸内町，龍郷町，喜界町，徳之島町，天城町，伊仙町，和泊町，知名町，与論町
12 救急患者発生に対応する医療従事者の確保に関する事務 13 前項の医療従事者に対する補償等に関する事務	西之表市，薩摩川内市，奄美市，三島村，十島村，長島町，中種子町，南種子町，屋久島町，大和村，宇検村，瀬戸内町，龍郷町，喜界町，徳之島町，天城町，伊仙町，和泊町，知名町，与論町

納付場所

鹿児島銀行

市役所公金取扱所(本庁)

宮崎銀行

宮崎太陽銀行

熊本ファミリー銀行

鹿児島相互信用金庫

鹿児島信用金庫

北さつま農業協同組合

(薩摩川内市内の店舗)

南日本銀行

川内支店、宮之城支店、甕島支店

下甕支店

九州労働金庫川内支店

鹿児島県信用漁業協同組合

(薩摩川内市内の店舗)

鹿児島興業信用組合宮之城支店

九州内のゆうちょ銀行・各郵便局(沖縄県を除く)

(薩摩川内市内の店舗)

開け方

うらがえし

オモテ

ウラ

オモテから

ウラから

オモテ・ウラの2回開けてください。

市町村交通災害共済見舞金について

見舞金の対象となる交通事故

日本国内において、次の交通用具の運行(運転)に起因して発生した人身事故が対象になります。

- 道路における、車両(オートバイ、自転車等を含む)、身体障害者用車いす及び路面電車
- 鉄道、定期旅客船、旅客機

※ 自殺、故意、天災に直接起因した場合は対象になりません。
※ 身体の傷害には精神の障害は含みません。

支給される災害見舞金

等級	災害の程度	見舞金額
1	死亡の場合	1,000,000円
2	治療実日数180日以上1000日未満の傷害	180,000円
3	治療実日数150日以上180日未満の傷害	135,000円
4	治療実日数120日以上150日未満の傷害	115,000円
5	治療実日数90日以上120日未満の傷害	95,000円
6	治療実日数60日以上90日未満の傷害	75,000円
7	治療実日数30日以上60日未満の傷害	55,000円
8	治療実日数15日以上30日未満の傷害	35,000円
9	治療実日数7日以上15日未満の傷害	25,000円

※ 請求期間は、事故発生の日から2年間です。
※ 交通事故証明書の提出がない場合は、1等級及び9等級の場合を除き、該当する等級の直近下位の等級とします。自転車等での自損事故の場合でも、必ず警察に届けましょう！
※ 加入者が無免許運転、酒酔い運転又は著しい速度超過による運転で交通事故を起こした場合、見舞金は全部又は一部減額されます。

見舞金の請求、その他

請求書類は、薩摩川内市役所の本庁・支所に備えてあります。
その他、お問い合わせは、以下までお願いします。
鹿児島県市町村総合事務組合事務局
〒890-0064 鹿児島市鴨池新町7番4号(自治会館内)
TEL 099-206-1022

交通災害共済への加入のおすすめ

交通災害共済とは

この共済制度は、交通事故により被害を受けた市町村の住民の方々を救済するため、鹿児島県市町村総合事務組合が行っているもので、加入された方々の掛金等により運営されています。
安い掛金で、万が一に備えましょう。

共済掛金

加入者1人当り、年間500円
※ 共済期間の途中で加入した場合も同額です。

共済期間

毎年4月1日から翌年の3月31日までの1年間です。
※ 年度の中途加入の場合は、この限りではありません。

加入資格

薩摩川内市に住民登録又は外国人登録をしている人

加入の方法

加入申込期間は、毎年2月1日から3月31日までとなっておりますが、この期間経過後の申込みも随時受け付けます。
この加入申込書兼納入通知書をお受け取りになった後、指定の納付場所へ掛金をお振り込みくださいますと、前年度からの継続加入の場合は4月1日から、年度の中途加入の場合は納入の翌日から加入になります。

その他

※ 加入者側の事情により共済期間途中で脱退する場合、既納の掛金は還付しません。なお、共済期間開始前の脱退の場合は、組合事務局から還付いたしますが、その際の実費は加入者側にご負担いただきます。
※ 加入者が市外に転出された場合でも、共済期間中の事故は対象となります。
※ 会員証は見舞金請求に必要なもので大切に保管してください。



平成24年度 薩摩川内市交通災害共済 加入申込書

納入期限

※納入期限が過ぎていてもこの加入申込書で納入できます。
※この共済制度は強制加入ではありません。

お問い合わせは
薩摩川内市役所 市民福祉部市民課 市民相談グループ
TEL 0996-23-5111 (内線) 2571, 2562

矢印の方向にゆっくりと開いて中の案内をご覧ください。
裏面からも同様に左下より開けてご覧ください。

口座番号 02060-4-960067 加入者名 薩摩川内市会計管理者

平成24年度 薩摩川内市交通災害共済 会員証兼領収書

交通災害共済制度は、交通事故により災害を受けた方を救済するための制度で、市民生活の安定と福祉の増進に寄与しようとするものです。

この共済制度をよく理解していただき、多くの市民の方が加入されることをおすすめします。(強制加入ではありません。)

なお、この共済制度は鹿児島県市町村総合事務組合により運営されています。

No	加入者氏名	整理番号	金額(円)

加入区分	共 済 期 間
2・3月加入の方	
4月1日以降加入の方	

納入期限

納入金額合計

円

上記のとおり領収しました。

薩摩川内市指定金融機関
薩摩川内市収納代理金融機関
薩摩川内市出納員

(本人控)

※領収(日付)印のないもの及び金額を訂正したものは無効です。

口座番号 02060-4-960067 加入者名 薩摩川内市会計管理者

平成24年度 薩摩川内市交通災害共済 加入申込書兼納入済通知書

No	加入者氏名	整理番号	金額(円)

下記のとおり収納したので通知します。

納入金額合計

円

薩摩川内市指定金融機関
薩摩川内市収納代理金融機関
薩摩川内市出納員

領収日付印

取りまとめ店 012-8784 ゆうちょ銀行 福岡支店センター

(薩摩川内市保管)

取扱金融機関で切り離してください

口座番号 02060-4-960067 加入者名 薩摩川内市会計管理者

平成24年度 薩摩川内市交通災害共済 納付書

No

納入金額合計

円

領収日付印

(金融機関控)

市町村 交通災害共済

交通災害共済は市町村で行う助け合いの制度です

お得な掛金!

年会費

500円

ひとり年額500円です。
途中加入も同額です。

充実の補償!

見舞金

最高

100万円

(死亡の場合)

お問い合わせは

薩摩川内市役所 市民福祉部市民課 市民相談グループ

☎ 0996-23-5111 (内線) 2571, 2562

災害見舞金

1等級-----100万円
2等級-----18万円
3等級----13万5千円
4等級----11万5千円

5等級-----9万5千円
6等級-----7万5千円
7等級-----5万5千円
8等級-----3万5千円
9等級-----2万5千円

共済期間

平成24年4月1日～翌年3月31日

申込みは3月中に市町村等へ

その他くわしいことは市町村窓口でおたずね下さい。

鹿児島市町村総合事務組合

市町村交通災害共済制度のあらまし

●加入できる方は

4月1日現在で組合加入市町村に住民登録又は外国人登録をしている方は、年齢に関係なく誰でも加入できます。

また、学校への通学・出稼ぎなどで一時的に転出される方でも、市町村長の認める方は加入できます。

●共済掛金は

1年ごとに加入者1人につき500円です。中途加入者についても同額です。

共済期間開始後の中途脱退の場合、掛金は返還されません。

●共済期間

平成24年4月1日から平成25年3月31日までです。

ただし、4月1日以降に加入された方は、市町村で受理した日又は、掛金を振込まれた日の翌日から平成25年3月31日までです。

●加入申込み方法は

加入申込みは現在お住まいの市町村単位で行っております。

市町村によって自治会等の世話人を通す場合や、金融機関での振込による場合がありますので、ご不明な点がございましたら市町村の窓口にお問い合わせください。

●災害見舞金が支給される交通事故

日本国内で自動車、原動機付自転車、自転車、汽車、電車、身体障害者用の車いす、定期旅客船、旅客運送の用に供する交通船、旅客機等により、接触、衝突、転覆等の交通事故（自損事故を含む。）に遭われて、それが原因で身体に傷害を受けた場合です。

なお、身体の傷害には精神の障害は含みません。

●災害見舞金が支給されない交通事故

- (1) 自殺行為による事故
- (2) 故意による事故
- (3) 天災などに直接起因した事故
- (4) トラクター・耕運機・ブルドーザーなど作業用特殊自動車で作業中に起きた事故
- (5) 庭先・湖畔・田畑・工場内・作業場・遊園地内の遊戯施設など道路以外の場所で起きた事故
- (6) 駐車中など、車の運行（交通）にかかわりなく起きた事故
- (7) 子供用三輪車など車両以外のものによる事故



事故に遭ったときは、
自転車などの自損事故でも
警察に届けましょう!!



●災害見舞金の
一部が支給
されない
交通事故

●災害見舞金の
請求方法は

●災害見舞金の
請求期限は

●災害見舞金
の額は

(8) 無免許運転、飲酒運転による事故

※ これらの事情を知らずながら同乗した場合を含む

(9) 犯罪行為による事故（犯罪目的での運転、盗難車の運転等）

- (1) 本人の著しく速度制限に違反した運転による事故
- (2) 不正に災害見舞金の支払を受けようとしたとき
- (3) 正当な理由なく傷害の治療に関する医師の指示に従わなかったとき
- (4) 管理者が、災害見舞金の支払を著しく不適当と認めたとき

加入者又はその遺族が請求書に次の書類を添えて市町村窓口へ提出して下さい。

- (1) 災害見舞金請求書兼同意書
- (2) 加入者証兼領収書
- (3) 自動車安全運転センターの発行する交通事故証明書（取れないときは、交通事故申立書）
- (4) 診断書（死亡の場合は死亡診断書又は死体検案書）
- (5) 死亡の場合は戸籍謄本
- (6) 委任状（但し、代理人や遺族代表者が請求する場合のみ）
- (7) 口座振込依頼書

※請求書、その他関係用紙は加入された市町村の窓口にありますので印鑑を持参のうえお越しください。

事故発生日から2年以内です。

（2年を超えてから請求されると災害見舞金はお支払いできません）

等級	災害の程度	見舞金額
1等級	死亡の場合	1,000,000円
2等級	治療実日数 180日 以上の傷害	180,000円
3等級	治療実日数 150日 以上 180日 未満の傷害	135,000円
4等級	治療実日数 120日 以上 150日 未満の傷害	115,000円
5等級	治療実日数 90日 以上 120日 未満の傷害	95,000円
6等級	治療実日数 60日 以上 90日 未満の傷害	75,000円
7等級	治療実日数 30日 以上 60日 未満の傷害	55,000円
8等級	治療実日数 15日 以上 30日 未満の傷害	35,000円
9等級	治療実日数 7日 以上 15日 未満の傷害	25,000円

※治療実日数とは、医療機関で治療を受けた日数をいいます。

※交通事故証明書（照合記録簿の種別が人身事故であるもの）がない場合は、1等級下位の等級になります。

（但し、1等級及び9等級の場合は除きます。）

※柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等の施術日数は、医師の指示による場合は、対象とする。



●こんな場合は どうなるか

- 問1** 加入申し込みは1人1口となっているが、保険会社などの交通災害保険に入っていると、この共済に加入できないのか。
- 答** 保険が会社等で行われている交通災害保険に加入されている方でも関係なく加入できます。ただし、この組合で2口以上加入することは認めておりません。
- 問2** バスや電車に乗車中自分の過失による事故は対象とされないが、車内で転倒してけがをしてもだめか。
- 答** バスや電車に乗っていて、バスや電車が衝突事故をさけようとして急ブレーキをかけたため、乗客が倒れてけがをした場合などは見舞金をお支払いします。普通の運行状態で車内で転倒したような場合とか、他の乗客とのけんかとか、荷物にぶれてけがをしたような場合は対象となりません。
- 問3** 交通事故証明書を必要とするのはなぜか。
- 答** 原則として交通事故が起きた場合、すみやかに警察へ届け出る義務があります。交通事故を立証するために事故証明書が必要となります。
(事故証明書〈照合記録簿の種別が人身事故であるもの〉がなく事故申立書による場合は、1等級及び9等級を除き当該等級の直近下位の等級の額となります。)
- 問4** 道路上を歩行中、前方より自動車が猛スピードできたのでよけようとしてけがをした場合対象となるか。
- 答** 対象となりません。
- 問5** 一度交通事故でけがをし、その治療中にまた交通事故でけがをした場合はどうなるか。
- 答** 共済加入期間中であれば、事故によりけがを受けたつど、別個の事故として見舞金をお支払いします。この場合、一度目の事故の治療期間は、二度目の事故発生の日の前の治療期間までとします。
- 問6** 見舞金の請求はいつの時点ですればよいか。
- 答** 事故に遭われた日から2年以内であればいつでも請求できます。
事故日より2年以内に請求しなければ無効となりますので、2年を超える通院を要する場合でも必ず1度請求してください。
- 問7** 足を骨折し全治40日を要したが、入院せず家でギプス固定で療養したため、実通院日数は5日間だった場合は、見舞金の対象にならないのか。
- 答** ギプス等の固定期間については、装具の種類や骨折の部位によって入院日数に換算できる場合がありますので、個別に組合までお問い合わせください。
- 問8** 役場駐車場の通路部分で交通事故にあった場合は対象になるか。
- 答** 道路以外の場所で起きた事故であっても、役場駐車場のように一般に開放され人や車両が自由に往来していると客観的に認められる場所は、一般交通の用に供する場所として道路と同様に取り扱われるので対象となります。
- 問9** キャリーカーを押して歩行中に転倒してけがをした場合は対象になるか。
- 答** いわゆるキャリーカーは車両と認められていないので、対象となりません。

【個人情報の利用目的】

本組合が取得した個人情報は、共済契約の締結、維持管理、災害見舞金の支払い、その他共済事業の充実に関わる目的に限り利用させていただきます。

外部委員評価作業シート

番号:5

事務事業名:交通災害共済事業

○視点別評価

委員名

視 点	事 務 事 業 を 評 価 す る 際 の 着 眼 点
妥 当 性	・事業実施の対象・手段は適切か ・市民ニーズを反映しているか（ニーズが薄れていないか） ・国や県、他の課の事務事業と重複または類似していないか ・民間で実施する方が、より成果や効率性が高まらないか ・すでに期待した目的を達成した事業ではないか ・社会情勢の変化による目的や対象・手段について見直しの余地はないか
効 率 性	・更なるコスト削減が図れないか ・費用対効果は適切か ・従事職員数は適切か ・他の実施主体を活用し、コスト削減が図れないか ・整理・統合できる事業はないか
有 効 性	・目的に沿って期待通りの成果があるか ・事業継続により成果の向上が期待できるか ・コストに対し、十分な成果があがっているか
事業の視点別評価	■ 妥当性 ⇒ □ 高い □ 低い ■ 効率性 ⇒ □ 高い □ 低い ■ 有効性 ⇒ □ 高い □ 低い

○評価区分

区 分	評 価 の 理 由	チェック
現状のまま継続	・事業内容や実施方法が適切である ・事業規模（予算）が適切である	
見直しの上で継続	拡大 ・事業規模（予算）を拡大すべきである ・対象範囲を見直す必要がある	
	統合 ・他の事務事業と統合すべきである	
	手段の改善 ・事業内容や実施手法を見直す必要がある ・業務処理の効率化を図るべきである ・民間で実施した方が効果的・効率的である ・市民ニーズの再把握が必要である	
	移管 ・他の課・部署へ移管すべきである	
	縮小 ・事業規模（予算）を縮小すべきである ・対象範囲を見直す必要がある	
休 止	・目的の達成状況、社会情勢の変化から、事業実施の必要性・緊急性がない又は低い。	
廃 止	・市で実施する妥当性がない	
	・目的の達成手段として不適切である	
	・事業効果がない又は低い	
	・実施の必要性がない又は低い	
	・他の事業と重複している	
今後の改革の方向性	☐ 現状のまま継続 ☐ 見直しの上で継続 ⇒ 今後の方向性 ☐ 拡大 ☐ 他の事業と統合 ☐ 手段の改善 ☐ 移管 ☐ 縮小 ☐ 休止 ☐ 廃止	



外部評価結果のまとめ（行政改革推進委員会の意見）

■評価■（今後の改革の方向性）

■付記する意見■